

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 （施行期日） 1 略 （職員の経過措置） 2 この条例の施行の日から令和11年3月31日までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（ <u>令和11年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。	附 則 （施行期日） 1 略 （職員の経過措置） 2 この条例の施行の日から <u>令和8年3月31日までの間</u> 、第12条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは「修了したもの（ <u>令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。</u> ）」とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。